



急激な円安の進行により、対円ベースの中国法人のコストは増加の一途をたどっています。このような環境下、7月の住宅積立金基数改定は一段の雇用コスト増となります。あわせて、中国の景気刺激策として、住宅積立金制度は調整が加えられています。本号では、住宅積立金の最新動向をご報告いたします。

- 内容 【人事・労務情報】
- 住宅積立金の動向：住宅積立金利用促進政策
- 【コラム】
- 各地で異なる政策 ～法定外第二子出産～

## 人事・労務情報

### ■住宅積立金の動向：住宅積立金利用促進政策

住宅積立金制度は数十年に渡る計画経済下、住宅が雇用企業の福利であった時代から1990年代に入って、住宅の個人所有を促進するために進められてきた政策です。現在では中国の経済成長の減速の歯止め策として、不動産市場の活性化が重要施策となっており、住宅積立金制度は経済活性化の視点からも改革が進められています。

住宅積立金制度概要：<http://cochicon.com/2-6-1-2/>

住宅積立金の実務：<http://cochicon.com/2-6-1-2-1/>

住宅積立金の強制積立比率は他の社会保険同様、地域により異なり、補充住宅積立金は企業ごとに導入、積立率とも裁量余地が大きい政策です。

【各地の法定住宅積立金比率】

地域	分類	会社負担	個人負担
上海		7%	7%
北京		12%	12%
広州		5%-20%	5%-20%(≥会社負担部分比率)
深セン		5%-20%	5%-20%(≤会社負担部分比率)
大連	1998年12月31日以前就労開始者	10%-15%	10%-15%
	1999年1月1日以降就労開始者	25%	15%
天津		11%	11%
済南		5%-12%	5%-12%
蘇州	政府機関、事業単位の従業員	10%	10%
	一般企業	8%-12%	8%-12%
南京	政府機関、事業単位の従業員	12%	12%
	外資企業、香港・マカオ・台湾企業	10%-12%	10%-12%
	その他企業	8%-12%	8%-12%

### ●補充住宅積立金

補充住宅積立金は、企業福利として、上記表の法定積立比率に加算して、1～8%の範囲内で企業、個人が同率で補充して積立できる制度です。基本的に、各企業における法定積立社員数と補充積立社員数、積立金基数は同一でなければならぬとされています。企業・個人納付率合算で24%（強制部分を含む）までは個人所得税は非課税となります。

**NAVI** 企業が補充積立金制度を導入する場合は、強制積立対象者全員を対象とすることが原則ですが、従業員の同意を得て、住宅積立金センターで認可された場合は、職種や職位別に導入することも可能です。管理職層のみの福利施策としての運用も可能です。

上海市でも、本年、相次いで住宅積立金利用促進を図る規定修正が実施されています。

●《本市住宅積立金貸付限度額調整及び、中古住宅購入ローン返済期限に関する通知》2015.4.8

【概要】・貸付限度額の調整 自宅用住居初回購入時：個人 30万元⇒50万元  
家庭 60万元⇒100万元

\* 補充住宅積立金納付者：個人 10万元／家庭 20万元加算

- ・中古住宅購入の場合も新築住宅購入と同様の運用し、貸出限度額を引き上げる。
- ・中古住宅ローン返済期限の延長 例：築6～19年の中古物件：15年⇒35年。

●《本市住宅積立金貸付利率の調整に関する通知》2015.5.11

【概要】個人住宅積立金ローン利率を下方調整。

例：返済期間5年以上：4.00%⇒3.75%/5年以下：3.50%⇒3.25%

●《住宅積立金の住宅賃料への利用条件拡大に関する通知》2015.4.8

●《上記の運用細則（試行）》に関する通知》2015.4.24

【概要】住宅賃料への貸付拡大と規定の明確化

●全国：《住宅積立金個人住宅ローン業務の発展に関する通知》 2014.10.9

【概要】住宅積立金積立地以外でのローン利用制度の導入

### コラム

#### 各地で異なる政策 ～法定外第二子出産～

日本が1都1道2府43県の全47都道府県に分かれているように、中国では22の省、5つの自治区、4つの直轄があり、各省、各市によって適用される法律や規則も異なります。

日本でも各県によって地方条例が異なることがありますが、中国は省による違いがさらに大きくなります。最近ニュースとして取上げられ多くの人々が注目したのが、「再婚同士の夫婦における第二子出産」政策に関するものです。

蒙さんと覃さんは再婚同士でそれぞれ一人ずつ既に子どもがいましたが、二人の間にもぜひ子どもが欲しいと希望し、めでたく妊娠した二人は戸籍がある安徽省の政策に基づいて出産許可を取得しました。ところが、貴州省で高校教師として働く覃さんのところに「妊娠終了命令に関する通知」が届きます。この通知には月末までに病院で墮胎しなければ、規則に基づき懲戒解雇にするとありました。彼女は非常に驚き、役所に問い合わせると、貴州省の法律では貴女の出産は認められていないと言われます。

この背景には貴州省と安徽省で「再婚同士の夫婦における第二子出産」政策が異なっていることがありました。安徽省では再婚の夫婦は、再婚前に生育した子どもの合計が二人を超えていなければもう一人子どもを出産することができるという法律がありますが、貴州省には該当の法律がなく、すでに子どもを持っている夫婦が再婚する場合、もう一人子どもを産むことは許可されていません。子どもを産むためには10年間務めた学校を辞めて安徽省に帰らなければなりません、安徽省で同じ水準の仕事を見つけることは難しいと覃さんは苦悩します。

この件はニュースで取上げられ話題になったこともあり、結果的に国の指導を経て貴州省は先の通知を無効とし、覃さんが第二子を出産しても解雇はしないと発表しました。

本件はひとまずハッピーエンドで終了しましたが、中国では国家レベルの法律だけでなく、省、市、区、開発区レベルまで、条例とその運用の把握が必要があることを感じさせる事件です。

内需市場攻略のための営業拠点の拡大が顕著です。各地の地域条例まで法令遵守体制の構築は新たな課題です。

